総務省共済組合定款の一部変更について

総務省共済組合定款（平成13年１月６日制定）の一部を次のように変更する。

令和８年３月31日

総務省共済組合代表者
総務大臣　林　　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第６章　掛金及び負担金 （掛金及び負担金の額） 第28条　法第99条第２項第１号、第２号、第３号及び第５号並びに第７項並びに第122条の規定による掛金及び負担金の額は、次の表に掲げる組合員（任意継続組合員を除く。）の種別に応じてそれぞれ当該組合員の法第40条第１項に規定する標準報酬の月額（以下「標準報酬の月額」という。）及び法第41条第１項に規定する標準期末手当等の額（以下「標準期末手当等の額」という。）に同表に掲げる掛金率又は負担金率（介護保険法（平成９年法律第123号）第９条第２号に規定する被保険者（以下「介護保健第２号被保険者」という。）の資格を有しない組合員にあっては、同表に掲げる介護納付金に係る掛金率及び負担金率を除く。）を乗じて得た額とし、法第126条の５第２項の規定による任意継続掛金の額は、施行令第49条の２の規定による任意継続組合員の標準報酬の月額に同表に掲げる掛金率（介護保険第２号被保険者の資格を有しない任意継続組合員にあっては、同表に掲げる介護納付金に係る掛金率を除く。）を乗じて得た額とする。	第６章　掛金及び負担金 （掛金及び負担金の額） 第28条　法第99条第２項第１号、第２号及び第４号並びに第７項並びに第122条の規定による掛金及び負担金の額は、次の表に掲げる組合員（任意継続組合員を除く。）の種別に応じてそれぞれ当該組合員の法第40条第１項に規定する標準報酬の月額（以下「標準報酬の月額」という。）及び法第41条第１項に規定する標準期末手当等の額（以下「標準期末手当等の額」という。）に同表に掲げる掛金率又は負担金率（介護保険法（平成９年法律第123号）第９条第２号に規定する被保険者（以下「介護保健第２号被保険者」という。）の資格を有しない組合員にあっては、同表に掲げる介護納付金に係る掛金率及び負担金率を除く。）を乗じて得た額とし、法第126条の５第２項の規定による任意継続掛金の額は、施行令第49条の２の規定による任意継続組合員の標準報酬の月額に同表に掲げる掛金率（介護保険第２号被保険者の資格を有しない任意継続組合員にあっては、同表に掲げる介護納付金に係る掛金率を除く。）を乗じて得た額とする。